

エネルギー・環境会議の開催について

〔平成 23 年 10 月 28 日
国家戦略会議決定〕

1. 「国家戦略会議の開催について」（平成 23 年 10 月 21 日閣議決定）に基づき、エネルギーシステムの歪み・脆弱性を是正し、安全・安定供給・効率・環境の要請に応える短期・中期・長期からなる革新的エネルギー・環境戦略及び 2013 年以降の地球温暖化対策の国内対策を政府一丸となって策定するため、エネルギー・環境会議（以下「会議」という。）を開催する。
2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

議長	国家戦略担当大臣
副議長	経済産業大臣、環境大臣兼原発事故の収束及び再発防止担当大臣
構成員	外務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣及び内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、議長の指名する内閣官房副長官
事務局長	内閣府副大臣（国家戦略担当）
3. 会議の庶務は、経済産業省及び環境省の協力を得て、内閣官房において処理する。